

## 平成 23 年度小矢部市人事行政の運営等の状況

小矢部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年小矢部市条例第 2 号）第 6 条の規定に基づき、平成 23 年度における小矢部市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、平成 24 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

平成 24 年 10 月 31 日

小矢部市長 桜 井 森 夫

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 23 年	平成 24 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
	総務企画・税務	70	70	0	
	民生・衛生	98	96	△2	欠員不補充
	商工・労働	9	9	0	
	農 林 水 産	15	15	0	
	土 木	15	15	0	
	小 計	212	210	△2	
特 別 行 政 部 門	教 育	27	27	0	
	消 防	0	0	0	
	小 計	27	27	0	
公 会 計 部 門 営 企 業 等	水道・下水道	13	13	0	
	そ の 他	8	8	0	
	小 計	21	21	0	
合 計		260	258	△ 2	欠員不補充

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

## (2) 定員適正化計画

市では簡素で効率的な行政を推進するため、平成16年度に策定した定員管理計画を見直し、新たな定員管理計画を平成22年度に策定し、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

### ①定員適正化の目標

小矢部市行財政改革大綱において平成17年度から10年後の平成26年度に定数内職員数300人体制を定員管理の数値目標に掲げ、これを受け、小矢部市職員定員管理計画は、平成17年度から平成22年度までの6年間の計画を策定し、54人の削減を計画し、これを13人上回る66人の削減を実施しました。

今後は、平成22年度に策定した「新たな定員管理計画」に定めた目標職員数250人(平成26年4月1日現在)を目指し、引き続き職員数の適正化を図ります。

### ②定員管理計画の進捗状況(定数外職員を含む)

(各年4月1日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計
定員管理計画目標値		261人	259人	257人	256人	
職員数	304人	260人	258人	-人	-人	
対前年比	(基準)	△44人	△2人	-人	-人	△46人

### ≪前回の定員管理計画の実績(定数外職員を含む)≫

(各年4月1日現在)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	計
目標値		362人	358人	348人	332人	321人	316人	
職員数	370人	362人	355人	338人	319人	306人	304人	
対前年比	(基準)	△8人	△7人	△17人	△19人	△13人	△2人	△66人

### ③適正化の手法

- ・組織の統廃合
- ・事務事業の見直し
- ・指定管理者制度及び民間委託の推進 等

## (3) 採用の状況(平成23年度)

### ①市長部局等 16名採用(競争試験16名)

※ 「市長部局等」には市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公営企業を含みます。(以下同じ)

## (4) 昇任の状況(平成23年度)

### ①市長部局等

一般職員42名(部長:3名、次長:4名、課長:8名、課長補佐:11名、主査:10名、主任:6)

※ ( )内は昇任後の階層等毎に分類したもの

(5) 退職の状況（平成 23 年度）

①市長部局等 14 名退職

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (H24.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 22年度の 人件費率
23年度	人 31,853	千円 14,455,506	千円 374,588	千円 1,973,930	% 13.7	% 16.5

※1 普通会計とは、公営企業を除く市事業全般を行うための会計をいいます。

※2 人件費には、一般職員、幼稚園の教員、消防職員に支給される給与・共済費及び市長・議員等に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
24年度	人 230	千円 879,170	千円 146,474	千円 315,367	千円 1,341,011	千円 5,830

※1 職員手当には、退職手当を含みません。

※2 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	324,169 円	372,271 円	44.6 歳
技能労務職	287,722 円	311,942 円	51.7 歳

※1 「一般行政職」とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職を除く職員です。（以下同じ）

※2 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものの平均月額です。

(4) 職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	小矢部市		富山県	
	決定初任給		決定初任給	
一 般 行 政 職	大学卒	172,200 円	178,800 円	
	高校卒	140,100 円	144,500 円	

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（平成24年4月1日現在）

区分		経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒		268,600円	312,900円	350,300円
	高校卒		232,800円	該当なし	該当なし
技能労務職	高校卒		該当なし	232,200円	276,600円
	中学卒		該当なし	該当なし	234,600円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状態（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	課長補佐	課長	部長次長	
職員数	14人	23人	35人	24人	21人	19人	9人	145人
構成比	9.66%	15.86%	24.14%	16.55%	14.48%	13.10%	6.21%	100%

※1 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状態

区分	小矢部市			富山県		
	期末手当 勤勉手当	(平成23年度支給割合)			(平成23年度支給割合)	
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期		1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
12月期		1.375月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分
計		2.60月分	1.35月分	計	2.60月分	1.35月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

※ 期末手当の月数は給料及び扶養手当を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は給料を基礎とする月数をいいます。

区 分	小 矢 部 市			富 山 県		
退職手当	(平成 24 年 4 月 1 日支給率)			(平成 24 年 4 月 1 日支給率)		
		自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
	自己都合	勸奨その他				
1 人当たり 平均支給額	1,453 千円	24,793 千円				

※ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (平成 23 年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		14.2 %
	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額		6,139 円
	手当の種類 (手当数)		8 種類
	代表的な 手当の 名 称	支給額の多い手当	牧野作業手当 社会福祉業務手当
多くの職員に支給されている手当		市税賦課徴収手当 社会福祉業務手当	

時 間 外 勤 務 手 当	平成 23 年度	支 給 総 額	39,106 千円
		職員 1 人当たり支給年額	238 千円
	平成 22 年度	支 給 総 額	55,870 千円
		職員 1 人当たり支給年額	284 千円

※ 平成 23 年度職員 1 人当たり支給年額  
 = 
$$\frac{\text{平成 23 年度支給総額 (普通会計)}}{\text{平成 23 年 4 月 1 日職員数 (管理職を除く普通会計職員)}}$$

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について、11,000 円) ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算	異なる	○県の制度  (2) 配偶者以外  ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200 円を加算
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 ② 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 23,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円)	異なる	○県の制度 (1) 借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 家賃 - 9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 20,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 24,500 円	異なる	○県の制度   (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 34,750 円

## (8) 特別職の報酬等の状況

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	給料・報酬月額	区 分	平成 23 年度支給割合
給 料	市 長	830,000 円	期末手当 市 長 副市長 教育長 議 長 副議長 議 員 6 月期 1.40 月分 1 2 月期 1.55 月分 計 2.95 月分
	副市長	710,000 円	
	教育長	610,000 円	
報 酬	議 長	445,000 円	
	副議長	390,000 円	
	議 員	360,000 円	

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間の状況

平成 24 年 4 月 1 日現在の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 15
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

※1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員（各種施設、消防本部等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

※2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

#### (2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、小矢部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等 (1年あたり)	平成 23 年の取得状況	
		市長部局等	
年次休暇	20 日	平均	5.8 日
夏季休暇	5 日以内	平均	3.7 日
ボランティア休暇	5 日以内	取得者	0 人
子の看護休暇	5 日以内	取得者	0 人
育児時間	1 日を通じて 90 分以内	取得者	0 人
病気休暇	原則、90 日以内	取得者	14 人
介護休暇	6 月以内	取得者	0 人
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者	3 人
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者	1 人
育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、希望する勤務形態を選択	取得者	0 人
自己啓発等休業	在職期間、勤務成績等の条件を満たす職員で、3 年以内	取得者	0 人

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

平成 23 年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
市長部局等	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

##### (2) 懲戒処分の状況

平成 23 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
市長部局等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

#### 5 職員のサービスの状況

##### (1) 職務専念義務免除の状況

平成 23 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	6 件
その他任命権者が特に必要と認める場合	27 件
合 計	33 件

※ 市職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。



(2) 営利企業等従事許可の状況

平成 23 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許 可 の 基 準	許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	11 件

※ 市職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

6 職員の研修の状況

平成 23 年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

市長部局等

区分	研修名	修了者数	開催期間
一般研修（階層別研修）	現任課長研修	2	2 日間
	新任所属長研修	8	2 日間
	新任主幹研修	12	2 日間
	メンタルヘルス研修（管理職員）	34	2 時間
	現任係長研修	1	3 日間
	新任係長研修	13	2 日間
	人事評価者研修	78	3 時間
	中堅職員継続課程研修	6	2 日間
	中堅職員基礎課程研修	1	2 日間
	法制執務研修	7	2 日間
	新任職員研修	16	2 日間
	新任職員研修【前期】	15	4 日間
	新任職員研修【後期】	16	3 日間

区分	研修名	修了者数	開催期間
一般研修（専門研修）	人権啓発研修	21	2 時間
	接遇研修（小矢部市）	167	3 時間
	接遇研修（砺波地域都市職員研修協議会）	8	1 日
	管理者（特別）研修	4	1.5 時間

	創造性開発研修	1	2日間
	政策法務研修	1	1日間
	公会計制度実務研修	1	2日間
	パソコン研修 (Access・Excel・Power Point)	6	1日間
	技術職員研修	9	2.5時間
	人事行政事務研修	3	2時間

区分	派遣機関、研修名等		修了者数	開催期間
派遣研修	自治大学校	第2部課程第163期	1	46日間
	国土交通大学校	専門課程 区画整理研修	1	10日間
	市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー)	市町村税徴収事務	1	9日間
		固定資産税課税事務(土地)	1	9日間
		地域における企業誘致と起業 ～戦略と支援方策～	1	5日間
		住民税課税事務	1	9日間
		議会事務 ～分権時代の議会運営～	1	7日間
		金沢市職員研修所	異業種交流研修	1
	(財)日本公衆衛生協会	東海北陸ブロック保健師等研修会	1	3日間
	行政視察研修	兵庫県神戸市、淡路市	1	2日間
		新潟県見附市、秋田県由利本荘市、 山形県鶴岡市	1	3日間
		山形県米沢市、酒田市、新潟県新発田市	1	3日間
		東京都江東区、神奈川県横浜市	1	2日間
		静岡県静岡市、磐田市、浜松市	2	2日間
		南砺市、砺波市	3	1日間
	特別派遣研修 (チャレンジ研修)	建築技術専門職員研修	1	1日間
		富山県住まい・街づくり協会県外視察	1	3日間
		ブロック別徴収事務研修	1	3日間
		全国都市税財政主幹者研修	1	1日間
		宝くじスポーツフェア ドリームサッカー	2	2日間
保健指導力 プラスワンセミナー		2	1日間	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の安全衛生関係及び利益の保護の状況

労働安全衛生法に基づき、各種健康診断を実施しています。

○ 健康診断実施状況

・平成23年度 決算額 1,334千円

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員	310人
特殊健康診断	石綿取扱作業員	3人

○メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策

・平成23年度 決算額 400千円

区分	内容	実績等
メンタルヘルス 対 策	メンタルヘルス研修（管理職対象）	34人
	ストレスチェック診断（全職員対象）	234人

(2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的として、職員の掛金によって運営する互助会が主体となって厚生事業を行っています。

○小矢部市職員互助会による職員に対する厚生事業

・平成23年度 決算額 3,336千円（公費負担率0%）

・会員掛金 給料月額 × 0.2% × 12月

・会員掛金で運営している事業

事業名称	事業概要、対象者	内 容	実 績
結婚祝金	結婚した者	50,000円	4人
出産祝金	出産した者（妻が出産した者含）	30,000円	7人
香典+花輪	配偶者が死亡した者	30,000円+花輪	1人
花輪	同居の家族等が死亡した者	花輪	10人
病気見舞金	1週間以上の入院等のとき	10,000円	12人
退職記念品	退職者	ギフトカード 別途計算	14人
永年勤続記念品	勤続30年及び20年の者	ギフトカード 30年：5万円 30年：3万円	21人

クラブ活動助成金	クラブ活動の運営助成	別途計算	11クラブ
人間ドック助成金	人間ドック利用者	5,000円限度	16人
通信教育助成金	通信教育修了者	3,000円	5人

### (3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

#### ○共済組合の事業

- ・共済組合には、法令に基づき、負担金として、平成23年度負担金 306,662千円 支出しています。

短期給付事業…組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行うもの。

長期給付事業…組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。

福祉事業 …組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行うもの。

### 8 勤務条件に関する措置の状況

なし

### 9 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし